

■ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

計画期間

2019年10月1日 ～ 2023年3月31日(1期)

目標及び取組内容

目標 1： 女性の活躍推進に関する情報及び取組を職場内で共有するとともに、職場外に対しても情報発信を行う。

【取組内容】2019年10月1日～

- ・女性が活躍できる職場環境の醸成、女性求職者に向けた積極的な広報を定着させる。

目標 2： 女性職員が育児休業等を取得しやすく、また円滑に職場復帰できる支援体制を整備する。

【取組内容】2019年10月1日～

- ・事業所内に育児休業等支援担当者を配置し、支援制度を定着させる。

目標 3： 女性の就労環境の充実、公正な配置(業務配分、権限付与など)に努め、より快適な就労環境を構築する。

【取組内容】2019年10月1日～

- ・女性職員の意見や要望を踏まえ、女性専用の休憩室、更衣室等の施設・設備を充実させる。
- ・定期的な意識調査(面談)を実施し、就労意識の改革・人事評価に反映させる。

目標 4： 女性管理職、職階等に応じた女性同士の交流会の設定等によるネットワーク形成・支援を行う。

【取組内容】2019年10月1日～

- ・定期的なイベント・懇親会等による交流や労働者間の助け合い事例発表等の機会を設け、互いに助け合う職場風土を醸成する。

目標 5： 女性職員の自発的な意識改革及び行動改革を促すため、能力開発及びキャリアアップ支援を行う。

【取組内容】2019年10月1日～

- ・無期転換制度の積極的な運用、女性職員向けの研修を充実させる。

目標 6： 管理職(課長級以上)に占める女性割合を30%以上にする。

【取組内容】2019年10月1日～

- ・管理職候補への人材育成の推進、管理職手前(係長級)を対象としたキャリア意識の醸成、研修の実施

女性の活躍に関する情報公表

- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| ● 採用した労働者に占める女性労働者の割合 | <u>60%(2018年度)</u> |
| ● 労働者に占める女性労働者の割合 | <u>65%(2019年4月)</u> |
| ● 管理職(課長級以上)にある者に占める女性の割合 | <u>10%(2019年4月)</u> |
| ● 平均勤続年数 | <u>女性 17.8年 男性 17.4年(2018年度)</u> |